ヘ　再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト　への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ　再処理施設の施設管理に関する記録に関すること。

五　施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項及び第二項に規定する措置を除く。）。

イ　施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ　施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

六　前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七　再処理施設の操作を相当期間停止する場合その他再処理施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該再処理施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2　再処理事業者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

（再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第十一条の二　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設の保全に関し、その事業を開始した日以後二十年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該再処理施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、再処理施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

2　前項の評価は、十年を超えない期間ごとに再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の十年間に実施すべき当該再処理施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

3　再処理事業者は、前二項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前二項の施設管理に関する方針（第十七条第一項第十七号において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。

4　前三項の規定は、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合は適用しない。

（設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置）

第十二条　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に関して、法第四十四条第一項の指定又は法第四十四条の四第一項の許可を受けたところ（法第五十条の五第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる再処理施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一　次に掲げる事象の区分に応じてそれぞれ次に定める事項を含む再処理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ　再処理施設を設置した工場又は事業所における火災

(1)　再処理施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

(2)　消防吏員への通報に関すること。

(3)　消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ　重大事故等

(1)　セル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。

［条を加える。］

（再処理施設の施設定期自主検査）

第十二条　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号（法第五十条の五第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一　令第二十八条に規定する再処理施設（次号に規定するものを除く。）は、当該施設の性能が法第四十六条の二の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと。

二　警報装置、非常用動力装置その他の非常用装置については、当該装置の各部分ごとの当該作動のための性能検査を一月ごとに、当該装置全体の当該作動のための総合検査を一年ごとに行うこと。

三　再処理施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を一年ごとに行うこと。

2　法第五十条の五第二項の認可を受けた再処理事業者は、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設の性能が維持されているかどうかについての検査を第七条の十の二の規定により定める施設定期検査を受けるべき時期ごとに行わなければならない。